羽幌町空き家・空き店舗バンク物件登録の手順
「空き家・空き地・空き店舗」を「売りたい・貸したい」方

1　登録申込

（１）羽幌町ホームページから次の様式をダウンロード・印刷し、必要事項を記載
①空き家・空き店舗バンク登録申込書（別記様式第１号）**※押印または署名により提出**
②空き家・空き店舗バンク登録カード（別記様式第２号）
③申請者が物件の所有者でない場合、所有者との関係が分かる書類（戸籍謄本など）
（２）提出方法
①役場に持参
②郵送
③メール
（３）契約交渉の形式
①**直接型**：登録者と利用希望者とで直接交渉する形式
②**間接型**：登録者に代わり北海道宅地建物取引業協会旭川支部　留萌分区が仲介役となって交渉する形式(仲介手数料有)
（４）羽幌町ホームページから、様式のダウンロードができない場合、送付しますので連絡してください。

2　現地確認

（１）申請者（又は代理者）と担当職員が立ち会い、物件の現地確認を行います。
（２）現地では、登録カードの記載内容の確認、物件の写真撮影（外観・室内）、間取りの確認等を行います。
※外観だけの写真掲載を希望する場合、必ずしも立ち会いは必要ありません。ただし、建物跡地の登録で申請者の立ち会いがない場合は、土地の境界などの詳細は掲載できません。

3　登録決定

（１）申請書類の確認及び現地調査の結果、登録することが適当と認められた場合、町から空き家・空き店舗バンク登録完了書（別記様式第４号）を送付し、羽幌町ホームページに掲載します。

（次ページあり）

4　物件の情報提供方法

（１）羽幌町ホームページに掲載
⇒公開情報は、物件の基本情報のみです。所有者等の情報は、空き家・空き店舗バンク利用希望者のみに情報提供をします。
※空き家・空き店舗バンクを利用せず交渉に入った場合は、お電話等で町へ連絡してください。
（２）役場で紙ベースによる台帳閲覧

5　物件の見学（登録時に見学対応可能とされた場合）

利用希望者から見学の申し出があった場合、町から登録者に連絡し、相談します。

6　利用登録者の紹介・交渉・契約の流れ

（１）利用希望者から交渉の申出があった場合、町から登録者に氏名・連絡先を文書で通知するとともに、利用希望者にも登録者の氏名、連絡先を文書で通知します。
（２）紹介後の交渉・契約等は当事者間で行っていただきます。登録者の方は、登録物件の状況をご説明できるようにしておいてください。
（３）交渉が終了しましたら、その結果（契約成否）を、必ず町に報告してください。
（４）契約が成立した場合、次の書類を町に提出し、物件の登録取り消し手続を行ってください。
※空き家・空き店舗バンクを利用せず契約された場合も、同様に登録取り消し手続きが必要です。
①空き家・空き店舗バンク登録取消願書（別記様式第６号）**※押印不要**
②提出は、持参・郵送・メールによる

7　注意事項

メールでのお問い合わせの際は、町からのメールを受信できるよう設定しておいてください。また、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

－　登録手続きに関するお問い合わせ・申し込み先　－

〒078-4198　苫前郡羽幌町南町１番地の１　羽幌町役場
▷ 空き家、空き地に関すること　町民課町民生活係（TEL 0164-68-7003）
FAX　0164-62-3206　Mail　c-seikatsu@town.haboro.lg.jp
▷ 空き店舗に関すること　商工観光課商工労働係（TEL 0164-68-7007）
FAX　0164-62-1219　Mail　s-roudou@town.haboro.lg.jp